

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月21日

秋田地方法務局大曲支局 登記官 高 橋 哲

記

1 手続番号

- (1) 第4106-2022-0006号
- (2) 第4106-2022-0008号
- (3) 第4106-2022-0009号
- (4) 第4106-2022-0010号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 横手市山内三又字上野48番
- (2) 横手市大森町字大森297番
- (3) 横手市大森町字大森196番
- (4) 横手市大森町字大森189番